

令和8年6月5日

令和8年度 筑後川水系渇水調整連絡会 第5次渇水調整

I 渇水調整の背景

筑後川流域では、令和7年9月以降月間降水量が7ヶ月連続で平年値を下回っており、特に10月から令和8年2月までの5ヵ月間の降水量は、江川ダムが管理開始された昭和50年（1975年）以降で最少を記録しており、平年の46%程度（189.9mm）と厳しい状況にあった。

現在、第4次渇水調整により取水制限の一層の強化を行うことで関係機関と合意を図り対策に取り組んでいるが、令和8年6月4日時点の主要利水6施設合計貯水量は36%程度であり、依然として厳しい状況が続いている。

かんがい期に向けて水需要の増加が見込まれる中、今後まとまった降雨が無ければ、主要利水6施設の貯留水の低下が想定されるため、断水など市民生活及び社会経済活動等への影響を回避すべく、一層の渇水対策が必要な状況にある。

このような状況を受け、福岡県及び佐賀県から筑後川水系渇水調整連絡会の開催要請があり、以下のとおり、各水利使用者間の総合的な水運用のため、第5次渇水調整を行うものである。

II 渇水調整事項

1. 令和8年2月14日より取り組んでいる取水制限率（福岡地区水道企業団55%、福岡県南広域水道企業団15%、佐賀東部水道企業団10%）は、引き続き実施する。
2. 福岡県及び佐賀県は、主要利水6施設の貯留水延命及び河川流量の安定化を目的として、水需要が増加するかんがい期においては、筑後川流域の農業関係者に対し節水啓発や自主節水を要請するとともに、引き続き流域全体での効率的な農業用水の使用について検討し、実施を促すものとする。なお、実施に際し手続き等が生じた場合、関係機関で協議し、適切に対応する。
3. 関係機関は、筑後川にかかる水の利用者に対して、引き続き節水を促すよう啓発活動を実施する。